

お知らせ

★『農村まるごと』次期対策について

平成28年度まで事業としての継続が決まった『農村まるごと』の共同活動次期対策について説明会開催を予定しています。日程や場所など詳しいことが決まり次第連絡させていただきます。現在取り組んでいたいっている地域はもちろん、取り組んでいない地域の皆さんにも広くお知らせしたいと考えていますので、是非ご参加をお願いします。

★平成23年度 第3回『農村まるごと保全技術研修会』を開催します!!

日時：平成24年2月21日（火）
13:30～16:30

場所：高島市今津町椋川286番地「おっきん椋川交流館」

内容：「豊かな生きものを育む水田づくり」について考えよう！

詳細は、案内チラシをご覧下さい。



編集後記

★『農村まるごと』も事業開始からもうすぐ5年が過ぎようとしています。皆さんには、この5年間が「あつという間だった。」という方や、「長かった。」という方など様々な感想をお持ちのことと思います。

ただ「取り組んでよかったです。」という感想だけは共通になるように、あとしばらくの間ですが頑張っていただきたいと思います。

(A.W)



環境こだわりの町を目指して

～まるごと保全活動から～

多賀町 産業環境課

湖東地域に位置する多賀町は、東西14.5キロメートル、南北17.5キロメートル、面積135.93平方キロメートルのうち91%を山林が占める中で農業が営まれています。農村まるごと保全向上対策活動に取り組んでいる組織は15組織で活動面積は約250ヘクタールと農振農用地面積のうち4分の3を占め、農家の方の農地を守ろうという意識や環境へのこだわりが感じられます。



に占める地元産の野菜は50%を超えるものが多く、安心安全な野菜を子どもたちに届けたいとの農家の想いが強く表れており、町内にある3つの野菜直売所にもこだわり野菜が並べられ、地域のみなさんに好評を頂いています。

また、次世代を担ってくれる子どもたちに豊かな自然を残していく木タルの観察会や川に住む生き物の観察会などは環境への意識づけに貢献し、さらに生態系保全活動や、その生態系を守るために濁水防止や川の泥上げ、草刈りなどすべての取り組みが運動した形として共同活動が実施されています。

特に琵琶湖から離れた地域では珍しい「魚のゆりかご水田事業」も敏満寺地域において取り組まれ、間伐材を用いた手づくりの魚道を設置し、豊かな生き物を育む水田づくりに取り組み、ドジョウやヨシノボリなど多くの生き物を見つけることができました。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策は5年というひとつの節目を迎えますが、この事業の名前が示すように子どもたちから高齢者の方まで、農村がひとつになって次の世代へ農村を繋いでいくという礎が出来てきたように感じられます。今後もこのような高い環境意識を維持しながら、農業・農村の活性化を目指していきたいと思っています。



栽培されています。そば・にんじんともに多賀町の特産品ブランドとして



流通しており、担い手の高齢化や後継者不足で悩んでいる地域の起爆剤になるのではと期待されています。また環境こだわりの野菜は地産地消の推進に大きく貢献しており、学校給食野菜

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会

●本協議会は、活動組織への支援や、採択手続き、交付金の交付事務などを行っています。

●書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

<http://www.shiga-nouson-marugoto.com/index.html>

農村まるごと

検索

まるごとだより 第21号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



目次

☆平成24年度から新たに5年間の「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」が始まります。

☆次期対策の事業体系と仕組み

☆「人・生きものにぎわう農村フォーラム”2011”」を開催

☆わたしたちもがんばっています！

「知内区 農地・みずべ環境保全向上協議会」
(高島市)

☆環境こだわりの町をめざして
～まるごと保全活動から～
(多賀町)

発行 (2012.2)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会

〒521-1224

東近江市林町601番地

電話 0748-42-4806

FAX 0748-42-5574

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

平成24年度から新たな「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」が始まります。

◆新しい対策の趣旨

平成19年度から始まった世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策は、県内791組織、農振農用地の2/3に相当する約33,000haで取り組まれ、農業水利施設の適切な保全、農村の自然環境の保全・向上、さらには地域の活性化などに効果を発揮してきました。

今後、農家の減少や高齢化、農村地域の混住化が進行する中、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える農村地域力の向上に向けた取組を一層強化する必要があります。

このため、県では、本対策を平成28年度までの5カ年の対策として継続し、農村資源の日常的な保全管理や農村環境の保全など地域共同活動による取組の拡大を図ります。

さらに、多様な主体による広域的な資源保全管理体制を整備しつつ、老朽化した水路等の長寿命化や水質・生態系等の環境の高度な保全活動を一層推進していきます。

こうした取組を通して、人や生きものがにぎわう農村の実現を目指します。



水田魚道の整備（多賀町敏満寺）

◆新しい対策のポイント

ポイント1. 活動項目の統合等により仕組みを簡素化し、共同活動支援を継続

ア. 活動項目の整理・統合により仕組みが簡素化（活動項目数が159→53に減）され地域が取組やすいものに

イ. 平成24年度から平成28年度までの対策として5年間継続

ポイント2. 施設の長寿命化支援の拡大、高度な農地・水の保全活動への支援の新設、組織の広域化・体制強化への支援の新設など、向上活動支援を拡充

ア. 「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進のため、老朽化した排水路（整備後30年以上）の長寿命化に加え、水田と水路の連続性を確保するための施設整備に対し支援（新規）

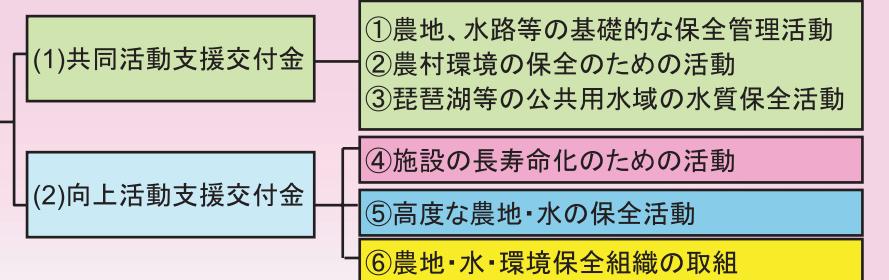
イ. 循環かんがいによる水質保全、魚道による地域の生態系保全など、高度な農地・水保全の取り組みを行う活動組織に対し支援（新規）

ウ. 広域化・体制強化された組織「農地・水・環境保全組織」の設立や、地域資源保全プランの策定など長寿命化対策などへの取り組みを支援（新規）

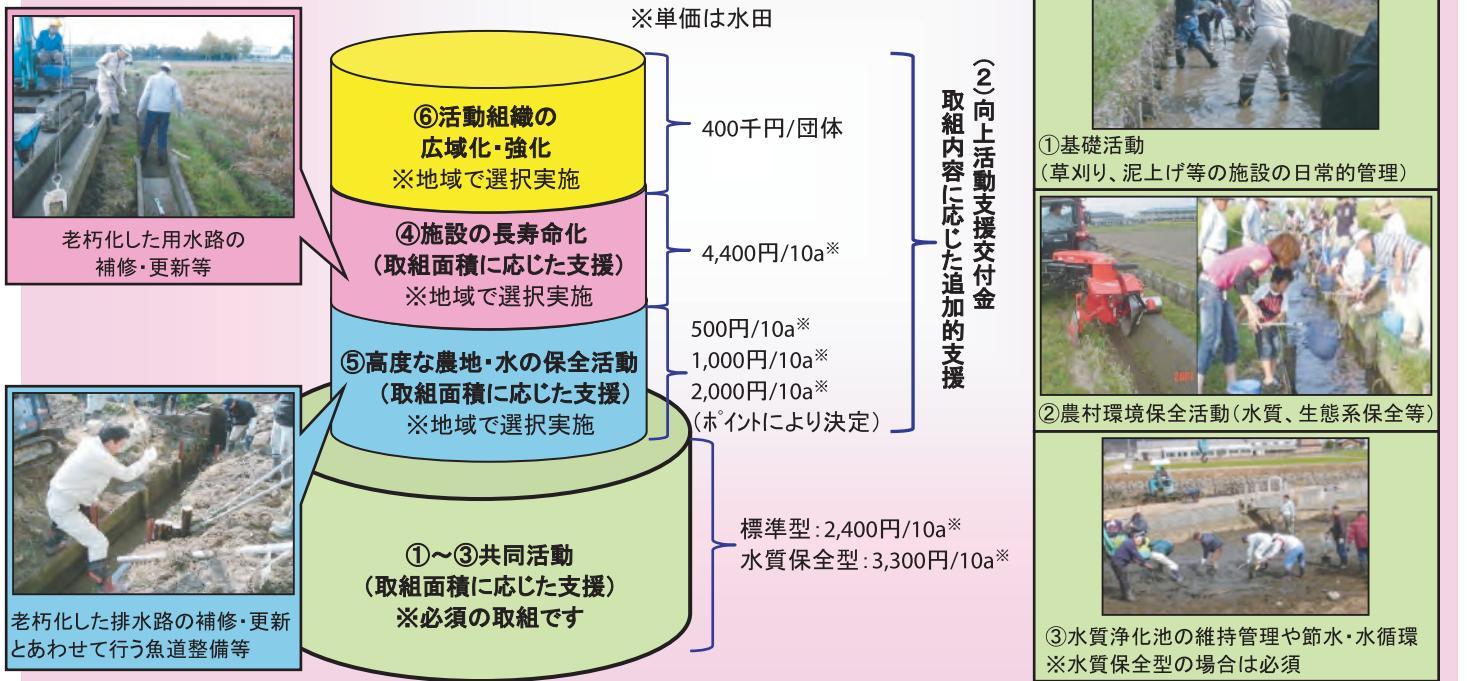
次期対策の事業体系と仕組み

◆事業体系

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策
(農地・水保全管理支払交付金)



◆対策の仕組み（イメージ図）



「人・生きものにぎわう農村フォーラム“2011”」を開催

平成23年11月12日（土）、近江八幡市の県立男女共同参画センター大ホールにて、『人・生きものにぎわう農村フォーラム“2011”』を開催鹿児島県鹿屋市串良町柳谷公民館館長 豊重哲郎さんから「地域再生」と題し、地域の活性化についてご講演いただきました。

『地域再生』

～行政に頼らない感動の地域づくり～

【講演内容】

鹿屋市串良町の柳谷町内会のことを地元では『やねだん』と呼んでいます。『やねだん』の取り組みのキーワードは行政に頼らない地域づくり、文化と子どもを守る、自主参加、自主財源確保の4つです。

行政に頼らない地域づくりの為に、企業的な組織を作り、多くの人に役員の大変さを経験させて人づくりをする事が大切だと考えています。仕掛け人は主役にならずに脇役に徹する事が大事です。地域の高齢者の色々な知識を引き出して地域づくりに参加してもらい、高齢者が元気な地域をつくるのです。集落で出来る事は集落で解決していくことにより、行政に頼ることがどんどん減っていきます。焼酎や土着菌の販売、土着菌を使った根菜類を育て、根菜類を使った加工品を販売したり、芸術家を募集し、売上の1割を財源に充当しています。芸術家を招いた事により、本物の芸術も学べ、子どもたちの教育にもいい環境となっています。地域が元気になることで、これまで都会に出ていた子どもたちが戻ってくるなど、人口も少しずつ増加してきています。



【基調講演】
豊重 哲郎さん
(串良町柳谷公民館長)

わたしたちもがんばっています！

知内区農地・みずべ環境保全向上協議会

代表 中川 徳司（高島市）

知内は、高島市マキノ町の南部に位置し、碧い湖と豊かで美しい田園に囲まれ湖辺には白砂青松の知内浜オートキャンプ場があり、集落内には知内川、百瀬川が流下し農業や漁業の礎となる水の郷となっています。総戸数は112戸で農業者は17戸と激減していますが、45ヘクタールの優良農地の管理、周辺の環境保全には地域住民が一丸となって様々な活動を展開しています。

中でも19年度から続いている魚のゆりかご水田プロジェクトは、従前地のよ

全の根源となることや今後における生き物との共生を図る米づくりを目指していることを啓発しています。



また、生態系と生物の多様性についても昔からの農業を通して得てきたことを再認識しています。



うに田んぼにフナやナマズが遡上する環境を取り戻し、人や生き物が安心して生活できる農村の自然再生活動を毎年展開し、9ヘクタールまで完成しました。事業の順序は、魚道となる排水路溝畔を整形補修後、田植えと同時に、魚が遡上できるよう堰板を設置し冠水させて、降雨期に田んぼへの進入口となる一筆排水柵のステップを延長し、スムーズに田んぼに入れるような手助けの作業を耕作者が行っています。

ふ化状況の確認時に、子ども会などの各種団体も参加することにより、こういった取り組みが、琵琶湖の生態系保

お知らせ

★「農村まるごと対策」の最終年ににおける注意事項

平成19年度に始まった「まるごと」は今年度が最終年度ですが、年度末に向けた取組を適正かつ円滑に進めていただくため下記についてご留意願います。

1. 体制整備構想を平成24年2月末までに市町に提出してください。平成20年度以降に協定締結された地区も提出してください。

2. 様式変更に注意してください。

国の事業名変更にともない、様式の一部に変更があります。

3. 農地転用にともなう交付金の返還がないか確認してください。

4. 交付金を年度内に全額使い切ってください。

交付金の繰り越しは一切認められません。年度内に利息を含めて全額使い切ってください。

5. その他

①購入された備品については、引き続き善良な管理をお願いします。

②今後、会計検査の対象となることがありますので、これまで作成した実績書類や領収書、活動の記録写真等管理資料一式については、平成29年3月まで大切に保管してください。

※詳しくは『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の最終年を迎えるにあたっての留意事項』をお読み下さい。

